

東南アジア考古学会 会誌査読規定

2008 年制定・施行

第1条 査読の対象

査読審査の対象となるのは、投稿または依頼により寄稿された原稿のうち、論文・研究ノートとして掲載されるものである。

第2条 査読者

編集委員会は、対象となる原稿1編につき原則として2名の査読者（レフェリー）を選定し、査読を依頼する。査読者の氏名は公開されない。

第3条 査読の過程

査読者は査読の項目で定められた点について評価、判定、掲載区分の判断を行う。査読者は、原稿に修正を求める場合には、修正すべき点について具体的なコメントを付けなければならない。これらの結果を査読者は定められた期日内に編集委員会に報告しなければならない。査読期日は原稿締め切り日以後編集委員会によってすみやかに決定され、査読者、投稿者へ通達される。

第4条 査読の項目

査読者は以下の項目について評価、判定、掲載区分の判断を行う。

A. 内容の評価

1. 東南アジアの考古学に関わる学術的研究に貢献しているか。
2. 記述されている内容は正確であるか。
3. 議論の展開は適切か。
4. 資料および文献の取扱いは適切か。
5. 要旨・キーワードは内容に即して適切か。

B. 表現・形式の評価

1. 表題は扱われている内容に即して適切か。
2. 文章の表現は明瞭で読みやすいか。
3. 全体の構成や見出しの立て方は適切か。
4. 図版・表は適切に扱われているか。
5. 参考文献の記載方法は適切か。

C. 採択の判定

1. 掲載可（このまま掲載が可能な場合。）
2. 修正条件付きで掲載可（技術的で微細な訂正のみ必要な場合。再査読は省略可。）
3. 修正後要再査読（ある程度以上の書き直しが必要な場合。再査読が必要。）
4. 掲載不可（査読者は評価およびコメントで理由の根拠を示す必要がある。）

第5条 原稿の採択

編集委員会は査読結果を十分に検討した上で、原稿の採択を決定し、その結果をすみやかに投稿者に通知する。原稿が採択された日をもって原稿受理日とし、投稿者が希望する場合は受理書を編集委員会名で発行する。

第6条 原稿の修正

査読者によって原稿の修正が求められた場合には、投稿者は定められた期日までに修正した原稿を編集委員会に送付しなければならない。編集委員会は、判定が「修正条件付きで掲載可」の場合には、判定に応じて原稿の修正が適切になされたことを確認した上で原稿の採択を決定し、判定が「修正後再査読」の場合には、改めて査読者に査読を依頼する。

2008年 制定・施行

2023年 第2版改定